

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	
-------------	---	---	-----	--

別表六の二十七 令三・四・一以後終了連結事業年度分

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「5」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	1	人	特例対象連結事業年度の場	税額控除限度額 (6) ≥ 8% 又は (5) = 0 の場合 60万円 × (10) + 50万円 × ((14) + (20))	23	円
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「11」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	2		合	5% ≤ (6) < 8% の場合 30万円 × ((10) + (12)) + 20万円 × ((14) + (20) + ((16) + (22)) × 1.5)	24	
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (1)と(2)のうち少ない数)	3		の	(6) < 5% の場合 30万円 × (10) + 20万円 × ((14) + (20))	25	
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	4	円	事	税額控除限度額 (23)、(24) 又は (25) (7) < (8) の場合は0)	26	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「4」の合計)	5	人	業	当期税額基準額 (4) × $\frac{20}{100}$	27	
基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6		年	当期税額控除可能額 (26) と (27) のうち少ない金額)	28	
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「39」の合計)	7	円	度	個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計)	29	人
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「47」の合計)	8		以	特定新規雇用者基礎数 (3)と(29)のうち少ない数)	30	
個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「16」の合計)	9	人	外	個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計)	31	
特定新規雇用者基礎数 (3)と(9)のうち少ない数)	10		の	対象移転型特定新規雇用者数 (30)と(31)のうち少ない数)	32	
個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計)	11		連	調整新規雇用者総数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「20」の合計) (マイナスの場合は0)	33	
対象移転型特定新規雇用者数 (10)と(11)のうち少ない数)	12		結	個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計)	34	
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「23」の合計)	13		業	対象非新規基準雇用者数 (3) - (33) と (34) のうち少ない数)	35	
対象非特定新規雇用者数 (3) - (10) と (13) のうち少ない数)	14		年	個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	36	
個別移転型非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「24」の合計)	15		度	対象移転型非新規基準雇用者数 (35)と(36)のうち少ない数)	37	
対象移転型非特定新規雇用者数 (14)と(15)のうち少ない数)	16		以	税額控除限度額 30万円 × (30) + 20万円 × ((32) + (35) + (37))	38	円
個別非特定新規雇用者超過数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「25」の合計)	17		外	当期税額基準額 (4) × $\frac{20}{100}$	39	
対象非特定新規雇用者超過数 (3) - (10) - (14) と (17) のうち少ない数)	18		の	当期税額控除可能額 (38)と(39)のうち少ない金額)	40	
個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計)	19		連	当期税額控除可能額 (28) 又は (40)	41	
対象非新規基準雇用者数 (3) - (10) - (14) - (18) と (19) のうち少ない数)	20		結	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の⑬)	42	
個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	21		業	当期税額控除額 (41) - (42)	43	
対象移転型非新規基準雇用者数 (20)と(21)のうち少ない数)	22		年			
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「32」の合計)	44	内 人	場	当期税額控除可能額 (45)と(46)のうち少ない金額)	47	円
地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円) × ((44) - (44の内書)) + (20万円 又は30万円) × (44の内書) + (各連結法人の別表六の二 (十七)付表二「12」の合計)	45	円	合	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の⑭)	48	
差引当期税額基準額残額 (27) 又は (39) - (別表六の二(十六)「16」) - (41)	46		の	当期税額控除額 (47) - (48)	49	
法人税額の特 (43) + (49)			別	控除額	50	